

# 特別定額給付金申請書ダウンロードによる 「手書き申請」について

特別定額給付金の申請手続きは、感染拡大防止等の観点から、5月下旬を目処に市から全世帯へ発送予定の世帯情報が印字された申請書による「郵送申請」と、マイナンバーカード所有者が利用可能な「オンライン申請」の2通りが基本となります。千歳市では、収入の急激な減少等により、一日も早く特別定額給付金が必要な方を対象に、市ホームページからダウンロードした申請書による「手書き申請」の受付を行います。

給付対象者	令和2年4月27日(基準日)において、千歳市の住民基本台帳に記録されている方
受給権者	受給権者は、給付対象者の世帯主の方になります。
給付額	給付対象者1人につき10万円とし、世帯の合計金額を給付します。
申請方法	<p>希望される方は、市ホームページから申請書をダウンロード・両面印刷し、必要事項をご記入の上、確認書類を裏面に添付して<u>下欄</u>の送付先まで郵送してください。</p> <p>手書き申請が殺到した場合、内容確認等に要する時間が増え、給付までの期間も延びることとなりますので、一日も早く給付金が必要な方への<u>申請方式</u>としてご理解いただき、お待ちいただけの方については、基本である「郵送申請」または、「オンライン申請」にご協力をお願いします。</p> <p>申請は、新型コロナ感染拡大防止のため、郵送をお願いします(メール・FAX不可)。</p> <p>郵送に必要な封筒と送料は申請者の負担となります。</p>
問合せ 送付先	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市総務部主幹(特別定額給付金事業担当) 電話番号: 0123-24-3152 応対時間: 午前8時45分から午後5時15分まで (土、日、祝日を除く)